

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等（第二十三條の六 <u>第三十三條の十五</u>）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第五十八條 <u>第六十六條</u>）</p> <p>附則</p> <p>（個体等の登録）</p> <p>第二十條（略）</p> <p>2 前項の登録（次条第一項及び第二項並びに第二十三條第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十九條第三号において「登録」という。）（を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に登録の申請をしなければならない。）</p> <p>（登録機関）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等（第二十三條の六 <u>第三十三條の十四</u>）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第五十八條 <u>第六十四條</u>）</p> <p>附則</p> <p>（個体等の登録）</p> <p>第二十條（略）</p> <p>2 前項の登録（次条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十九條第三号において「登録」という。）（を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に登録の申請をしなければならない。）</p> <p>（指定登録機関）</p>

第二十三条 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで（第二十条の三第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。）に規定する環境大臣の事務（以下「登録関係事務」という。）のうち環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者（以下「登録機関」という。）があるときは、その登録機関に行わせるものとする。

2 前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

- 一 (略)
- 二 第二十六条第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

第二十三条 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで（第二十条の三第四項から第七項までを除く。第五項において同じ。）に規定する環境大臣の事務（以下この節及び第六十三条第一号において「登録関係事務」という。）のうち環境省令で定める個体等に関するものを、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人でその登録関係事務を適正かつ確実に実施することができるものとして環境大臣がその申請により指定するものに行わせることができる。

2 環境大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定（以下第二十六条までにおいて「指定」という。）をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 第二十六条第三項又は第四項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうち次のイ又はロのいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わらなかつた日、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第二十六条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であつて、次のイ及びロに掲げるものが登録関係事務を実施し、その人数が当該イ及びロに掲げるものごとに、それぞれ二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の分類に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の分類に関する実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有するもの

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者（ロにおいて「動植物譲渡業者等」という。）がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。）であること。

□ 機関登録申請者の役員又は職員のうち、動植物譲渡業者等の役員又は職員である者（過去二年間にその動植物譲渡業者等の役員又は職員であつた者を含む。）があること。

5 機関登録は、登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日及び番号

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

6 環境大臣は、機関登録をしたときは、機関登録に係る個体等に関する登録関係事務を行わないものとする。

7 登録機関がその登録関係事務を行う場合における第二十条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「登録機関」とする。

（登録機関の遵守事項等）

第二十四条 登録機関は、登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録関係事務を実施しなければならぬ。

2 登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により登録関係事

3 環境大臣は、指定をしたときは、指定に係る個体等に関する登録関係事務を行わないものとする。

4 環境大臣は、指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

5 指定を受けた法人（以下この節及び第六十三条において、「指定登録機関」という。）がその登録関係事務を行う場合における第二十条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

（指定登録機関の遵守事項等）

第二十四条

務を実施しなければならない。

3 登録機関は、登録関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

4 登録機関は、その登録関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

指定登録機関は、その登録関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

6 登録を受けようとする者その他の利害関係人は、登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録関係事務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

8 登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、その登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

9 環境大臣は、登録機関が前項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十六条第五項の規定により登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、

4 指定登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、その登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

5 環境大臣は、指定登録機関が前項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

10| 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録機関が第八項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

(秘密保持義務等)

第二十五条 登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録関係事務に従事する登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録機関に対する適合命令等)

第二十六条 環境大臣は、登録機関が第二十三条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、登録機関が第二十四条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録機関に対し、登録関係事務を実施すべきこと又は登録関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 環境大臣は、第二十四条第四項の規程が登録関係事務の公正な実施上

6| 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定登録機関が第四項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第二十六条第三項若しくは第四項の規定により指定を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

(秘密保持義務等)

第二十五条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録関係事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定登録機関に対する監督命令等)

第二十六条 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その登録関係事務に関し監督上必要な事項を命ずることができる。

2 環境大臣は、指定登録機関の役員が第二十四条第一項から第四項まで若しくは前条第一項の規定に違反する行為をしたとき、第二十四条第一項の規程によらないでその登録関係事務を実施したとき、又は前項の規定による命令に違反する行為をしたときは、指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

不適当となつたと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができ。

4 環境大臣は、登録機関が第二十三条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

5 環境大臣は、登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二 第二十四条第四項の規程によらないで登録関係事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第二十四条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により機関登録を受けたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第二十七条 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、登録機関の事務所に立ち入り、登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

3 環境大臣は、指定登録機関が第二十三条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。

4 環境大臣は、指定登録機関が第二十四条第一項から第四項までの規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその登録関係事務を実施したとき、第一項又は第二項の規定による命令に違反したときその他その登録関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

5 第二十三条第四項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二十七条 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十八条 登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(公示)

第二十八条の二 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 機関登録をしたとき。

二 第二十四条第三項の規定による届出があつたとき。

三 第二十四条第八項の規定による許可をしたとき。

四 第二十四条第九項の規定により環境大臣が登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(手数料)

第二十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、登録機関)に納めなければならない。

一・二 (略)

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十八条 指定登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(手数料)

第二十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関)に納めなければならない。

一・二 (略)

2 前項の規定により登録機関に納められた手数料は、登録機関の収入とする。

(特定国内種事業の届出)

第三十条 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡し業務を伴う事業(以下この節及び第六十二条第二号において「特定国内種事業」という。)を行おうとする者(次項に規定する者を除く。)は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならぬ。

一 四 (略)

2 5 (略)

(特定国際種事業の届出)

第三十三条の二 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であつてその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡し業務を伴う事業(以下この章及び第六十二条第二号において「特定国際種事業」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣(以下この章において「特定国際種関係大臣」という。)に届け出なければならぬ。

一 四 (略)

(認定機関)

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(特定国内種事業の届出)

第三十条 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡し業務を伴う事業(以下この節及び第六十一条第二号において「特定国内種事業」という。)を行おうとする者(次項に規定する者を除く。)は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならぬ。

一 四 (略)

2 5 (略)

(特定国際種事業の届出)

第三十三条の二 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であつてその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡し業務を伴う事業(以下この章及び第六十一条第二号において「特定国際種事業」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣(以下この章において「特定国際種関係大臣」という。)に届け出なければならぬ。

一 四 (略)

(指定認定機関)

第三十三条の八 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前条に規定する環境大臣及び特定国際種関係大臣の事務（以下「認定関係事務」という。）について、環境大臣及び特定国際種関係大臣の登録を受けた者（以下「認定機関」という。）があるときは、その認定機関に行わせるものとする。

2 前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

- 一 (略)
- 二 第三十三条の十一第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、機関登録の申請をした者（以下

第三十三条の八 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前条に規定する環境大臣及び特定国際種関係大臣の事務（以下この節及び第六十三条第一号において「認定関係事務」という。）を、民法第三十四条の規定により設立された法人でその認定関係事務を適正かつ確実に実施することができるものとして環境大臣及び特定国際種関係大臣がその申請により指定するものに行わせることができる。

2 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 第三十三条の十一第三項又は第四項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうち次のイ又はロのいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第三十三条の十一第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

この項において「機関登録申請者」という。()が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上特定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが認定関係事務を実施し、その人数が二名以上であること。

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、特定国際種事業（前条第一項の政令で定める製品に係るものに限る。）において同じ。()を行う者がその親会社であること。

ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうち、特定国際種事業を行う者の役員又は職員である者（過去二年間にその特定国際種事業を行う者の役員又は職員であつた者を含む。）があること。

5 機関登録は、認定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日及び番号

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項

6 | 認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条中「環境大臣及び特定国際種関係大臣は」とあるのは、「認定機関は」とする。

(認定機関の遵守事項)

第三十三条の九 認定機関は、認定関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定関係事務を実施しなければならない。

2 | 認定機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により認定関係事務を実施しなければならない。

3 | 認定機関は、認定関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣及び特定国際種関係大臣に届け出なければならない。

4 | 認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 | 指定を受けた法人（以下この節及び第六十三条において「指定認定機関」という。）がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」とあるのは、「指定認定機関」とする。

(指定認定機関の遵守事項)

第三十三条の九

指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 | 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）環境大臣及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 | 指定認定機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事

業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣及び特定国際種関係大臣に提出しなければならない。

5 認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

6 第三十三条の七第一項の認定を受けよとする者その他の利害関係人は、認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、認定機関の定め
た費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 認定機関は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、認定関係事務に関し環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

8 認定機関は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない

4 指定認定機関は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない

（秘密保持義務等）

第三十三条の十 認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その認定関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 認定関係事務に従事する認定機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（認定機関に対する適合命令等）

第三十三条の十一 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三条の八第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三条の九第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その認定機関に対し、認定関係事務を実施すべきこと又は認定関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三条の九第四項の規程が認定関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三条の八第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならぬ。

ない。

（秘密保持義務等）

第三十三条の十 指定認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その認定関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 認定関係事務に従事する指定認定機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定認定機関に対する監督命令等）

第三十三条の十一 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し監督上必要な事項を命ずることができる。

2 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、指定認定機関の役員が第三十三条の九若しくは前条第一項の規定に違反する行為をしたとき、第三十三条の九第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、又は前項の規定による命令に違反する行為をしたときは、指定認定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、指定認定機関が第三十三条の八第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならぬ。

4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、指定認定機関が第三十三条の九の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき

5 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十三条の九第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二 第三十三条の九第四項の規程によらないで認定関係事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により機関登録を受けたとき。

(認定機関がした処分等に係る不服申立て)

第三十三条の十二 認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(公示)

第三十三条の十三 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 機関登録をしたとき。

二 第三十三条の九第三項の規定による届出があつたとき。

三 第三十三条の九第八項の規定による許可をしたとき。

その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

(指定認定機関がした処分等に係る不服申立て)

第三十三条の十二 指定認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

四 第三十三条の十五において準用する第二十四条第九項の規定により環境大臣及び特定国際種関係大臣が認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた認定関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第三十三条の十一第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(手数料)

第三十三条の十四 第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、認定機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により認定機関に納められた手数料は、認定機関の収入とする。

(準用)

第三十三条の十五 第二十三条第六項の規定は機関登録について、第二十四条第九項及び第十項並びに第二十七条の規定は認定関係事務について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣」と、第二十四条第十項中「環境省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

(手数料)

第三十三条の十三 第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、指定認定機関の収入とする。

(準用)

第三十三条の十四 第二十三条第三項及び第四項の規定は指定について、第二十四条第五項及び第六項並びに第二十七条の規定は認定関係事務について、第二十六条第五項の規定は第三十三条の十一第三項又は第四項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣」と、第二十四条第六項中「環境省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

第六十一条 第二十六条第五項又は第三十三条の十一第五項の規定による登録関係事務又は認定関係事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 十一 (略)

第六十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第七項又は第三十三条の九第七項の規定に違反して、第二十四条第七項若しくは第三十三条の九第七項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十四条第八項又は第三十三条の九第八項の許可を受けないうで登録関係事務又は認定関係事務の全部を廃止したとき。

三 第二十七条第一項(第三十三条の十五において準用する場合を含む)以下この号において同じ。()に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは

第六十一条 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 十一 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第四項又は第三十三条の九第四項の許可を受けないうで登録関係事務又は認定関係事務の全部を廃止したとき。

二 第二十七条第一項(第三十三条の十四において準用する場合を含む)以下この号において同じ。()に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは

忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条、第六十二条又は第六十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十四条第五項又は第三十三条の九第五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 正当な理由がないのに第二十四条第六項各号又は第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第五十九条、第六十一条又は第六十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。